

熊本県障がい者等用駐車場利用証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本県（以下「県」という。）が障がい者等用駐車場利用証制度（以下「利用証制度」という。）を実施するにあたり、障がい者等用駐車場及び障がい者等優先駐車場（以下「対象駐車場」という。）を利用できる者を明確にし、対象駐車場の適正な利用を促進するため、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、対象駐車場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建築物 条例第2条第2号に規定する特定建築物
- (2) 公共的施設 条例第2条第7号に規定する公共的施設
- (3) その他施設 第1号及び第2号に該当しない施設で不特定かつ多数の者が利用する施設
- (4) 障がい者等用駐車場 第1号から第3号に定める施設にある車いす使用者用駐車施設のうち、利用証制度への協力が得られた駐車場
- (5) 障がい者等優先駐車場 前号の協力施設において、障がい者等用駐車場に加えて設けられている、障がい者等が優先して駐車できる駐車場（幅3.5メートル未満）
- (6) 施設管理者 第4号及び第5号の駐車場を設置する施設を管理する者

(県等及び施設管理者の役割)

第3条 県及び県との共同事業として利用証制度を実施することに合意した市町村（以下「共同実施市町村」という。）は、次条に定める者に対し障がい者等用駐車場利用証（以下「利用証」という。）を交付するとともに、利用証制度の円滑な推進に努めるものとする。

- 2 施設管理者は、対象駐車場の不適正な利用がないよう適正管理に努めるものとする。
- 3 県、共同実施市町村及び施設管理者は、利用証制度及び対象駐車場について、協力して周知に努めるものとする。

(利用証の交付を受けられる者の範囲)

第4条 利用証の交付を受けられる者は、次のいずれかに該当する者とし、交付基準は別表のとおりとする。

- (1) 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者のうち移動に配慮が必要と認める者
- (2) 高齢者、難病者のうち移動に配慮が必要と認める者
- (3) 一時的に移動に配慮が必要と認める者

イ 妊産婦

ロ けが人

- 2 その他医師の診断等により移動に配慮が必要と認める者に対し、必要に応じて利用証を交付するものとする。

(利用証の交付)

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、利用証新規交付・再交付申請書（様式第1号）を県又は共同実施市町村に提出するものとする。

- 2 県及び共同実施市町村は、対象駐車場の利用が適当と認めた者（以下「利用者」という。）に対し、利用証（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 利用者は、利用証を車両の前部の外側から容易に識別できる位置に掲示するものとする。
- 4 利用者は、利用証を適正に管理及び利用するものとする。
- 5 利用証の有効期間は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者、難病者等のうち移動に配慮が必要と認める者 期限なし
 - (2) 妊産婦 妊娠7か月から子が満1歳を迎える月末まで（ただし、多胎児（双子）の場合は、母子手帳取得時から子が満2歳を迎える月末までとし、多胎児（三つ子以上）の場合は、母子手帳取得時から子が満3歳を迎える月末までとする。）
 - (3) ほか、一時的に移動に配慮が必要と認める者 1年未満で必要な期間
- 6 利用証の愛称を「ハートフルパス」とする。

(利用証の再交付)

第6条 利用者は、利用証の紛失、汚損等により再交付を受けようとするときは、利用証新規交付・再交付申請書（様式第1号）を県又は共同実施市町村に提出するものとする。

(利用証の返却)

第7条 利用者は、第4条に定める交付基準に該当しなくなった場合、又は利用証を使用する必要がなくなった場合は、県又は共同実施市町村へ利用証を返納するものとする。

ただし、有効期間が「期限あり」の利用証の交付を受けている者は、有効期間が満了した場合は、返納を要しないものとする。

- 2 県は、次の各号に該当する場合には、利用証の返却を求めるものとする。
 - (1) 利用者が第4条に定める交付基準に該当しなくなったとき
 - (2) 利用者がその権利を他人に譲渡し、もしくは貸与し、または利用させたとき
 - (3) 利用証を重複して取得したとき
 - (4) その他対象駐車場の適正な利用に反すると判断される行為を利用者が行ったとき

(施設管理者の協力)

第8条 施設管理者は、対象駐車場に利用証を表示した車両が駐車できるとする旨の案内表示(様式第4号、様式第5号及び様式第6号)を対象駐車場の近くに掲示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施設管理者が独自の案内表示を掲示している場合は、前項の案内表示を併せて掲示するよう努めるものとする。

(関係自治体の相互利用)

第9条 利用者は相互利用協定及び相互利用合意(以下「協定等」という。)に規定する施設を利用できるものとする。

2 施設管理者は、協定等に規定する関係自治体が交付した利用証についても、第5条に定める利用証と同様に取り扱うものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年(2008年)1月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年(2010年)11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年(2012年)4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年(2014年)9月1日から施行する。

但し、第5条に定める利用証(様式第2号)及び第8条に定める案内表示(様式第4号)については、当分の間、施行前の様式を用いることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年(2015年)11月20日から施行する。

但し、第5条に定める利用証(様式第2号)及び第8条に定める案内表示(様式第4号、様式第5号)については、当分の間、施行前の様式を用いることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年(2018年)1月11日から施行する。

但し、第5条に定める利用証(様式第2号)及び第8条に定める案内表示(様式第4号、様式第5号)については、当分の間、施行前の様式を用いることが

できる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年（2018年）11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年（2019年）10月1日から施行する。

但し、第5条に定める利用証新規交付・再交付申請書（様式第1号）については、当分の間、施行前の様式を用いることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年（2025年）2月1日から施行する。

但し、第5条に定める利用証新規交付・再交付申請書（様式第1号）及び利用証（様式第2号）並びに第8条に定める案内表示（様式第4号、様式第5号）については、当分の間、施行前の様式を用いることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年（2025年）9月16日から施行する。

但し、第5条に定める利用証新規交付・再交付申請書（様式第1号）については、当分の間、施行前の様式を用いることができる。

別表（第4条関係）

○身体障がい者

障害区分		対象等級
視覚障害		4級以上
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	(該当なし)
	平衡機能障害	5級以上
音声機能、言語機能障害又はそしゃく機能の障害		(該当なし)
肢体障害※ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
	心臓機能障害	4級以上
	じん臓機能障害	4級以上
心臓、じん臓、若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓機能の障害	呼吸器機能障害	4級以上
	ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上
	小腸機能障害	4級以上
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上
	肝臓機能障害	4級以上

※「肢体障害」は身体障害者福祉法施行規則別表第5号の「肢体不自由」を示すものとする。

- 知的障がい者 療育手帳の障がいの程度欄「A」
- 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳の障がい等級1級
- 高齢者等 介護保険被保険者証の要介護状態区分「要介護1」以上
- 難病者 指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者
- 妊産婦 (単胎児) 妊娠7か月から子が満1歳を迎える月末まで
 (双子) 母子手帳取得時から子が満2歳を迎える月末まで
 (三つ子以上) 母子手帳取得時から子が満3歳を迎える月末まで
- けが人 車いす、杖等使用期間

熊本県障がい者等用駐車場利用証（ハートフルパス）

新規交付・再交付（紛失・破損・汚損）申請書

※いずれかに○をつけてください

ハートフルパスの交付を申請します。

令和 年 月 日 住 所
(ふりがな)

申請者 氏 名

電話番号

住所は県外だが、県内に居所（ある程度の期間継続して居住する場所）を有する場合に記載。（例：里帰り出産）
※郵送申請の場合、利用証はこちらの住所に送付します。

居所の住所

<代理申請の場合>

住 所
(ふりがな)

代理人 氏 名 (申請者との関係)

電話番号

使用区分・
障がいの状況
等に係る添付
書類

※裏面の利用
証交付基準を
ご確認ください。

該当する項目の□に✓を入れ、必要事項を記入してください。

□身体障害者手帳

視覚障害 級 平衡機能障害 級

肢体障害（上肢 級 下肢 級 体幹 級）

脳原性運動機能障害（上肢 級 移動 級）

心臓・じん臓・呼吸器機能障害 級

ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障害 級

免疫機能障害 級

□療育手帳 障害の程度

□精神障害者保健福祉手帳 障害の程度 級

□介護保険被保険者証 要介護度

□指定難病医療受給者証 □小児慢性特定疾病医療受給者証

□母子手帳 出産(予定)日 年 月 日

(多胎児該当) □双子 □三つ子以上

□診 断 書

申請には上記の添付書類が必要です。裏面の注意事項を必ずご確認ください。

交付番号

有効期間

年 月 ～ 年 月

～ 注 意 事 項 ～

1. 申請の際は、おもて面に記載の各手帳等の原本をお持ちになるか、写しを添付してください。

※ 身体障害者手帳等で郵送申請または窓口でコピーをお持ちになる方は、「お名前」「ご住所」「障がいの内容や程度（級や区分など）」が全て写るようコピーしてください。

※ 診断書により申請される方は、本人確認のため身分証明書をご持参ください。

2. ご本人以外の方が窓口申請される場合は、代理人の方の身分証明書をご持参ください。

※ お預かりした個人情報（熊本県障がい者等用駐車場利用証（ハートフルパス）に関する事務）に使用し、それ以外の目的でご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

（参考）利用証交付基準

障がい区分		対象等級
視覚障害		4級以上
平衡機能障害		5級以上
肢体障害	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
心臓・じん臓・呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障害、免疫機能障害		4級以上
知的障害	療育手帳の障がいの程度欄	A
精神障害	精神障害者保健福祉手帳の障がい等級	1級
介護保険被保険者証		要介護1以上

- 難病者 指定難病医療受給者証、または小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちであること
- 妊産婦 （単胎児） 妊娠7か月から子が満1歳を迎える月末まで
（双子） 母子手帳取得時から子が満2歳を迎える月末まで
（三つ子以上） 母子手帳取得時から子が満3歳を迎える月末まで
- 診断書 移動に配慮が必要な旨、及びその期間の記載

様式第2号（第5条関係）

＜利用証：車両前部掲示用＞

●表面

期限なし（緑）

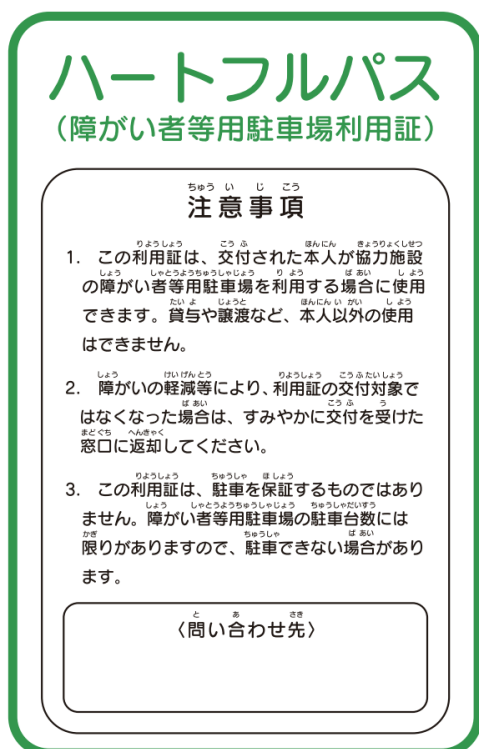


期限あり（オレンジ）

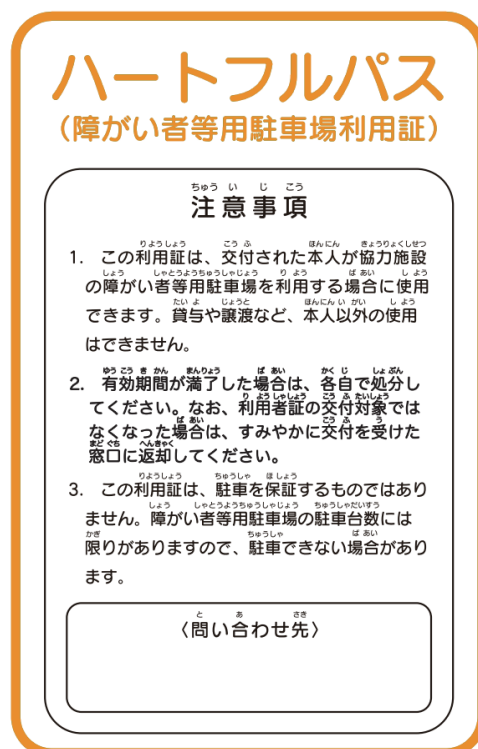


●裏面

裏面（緑）



裏面（オレンジ）



様式第4号（第8条関係）
（緑）



様式第5号（第8条関係）
（青）



様式第6号（第8条関係）
（赤）

